

ロールズ『正義論』における 契約論的アプローチへのこだわり ——ロールズとヒュームとの間の緊張関係から——

濱野倫太郎
(堤林研究会 4 年)

- I はじめに
 - 1 研究動機——ヒュームからロールズへ
 - 2 ロールズの契約論的アプローチ
- II ロールズのヒューム理解
 - 1 講義録における「軽視」
 - 2 契約論への接近——「実質的な問題」の解消
 - 3 古典的功利主義との関係
- III 契約論的アプローチへのこだわりと緊張
 - 1 『正義論』における契約論的アプローチの必要性
 - 2 カント正義論の現実世界への適用と「正義の情況」
 - 3 「ヒュームの顔をした義務論」——「こだわり」の帰結
- IV おわりに

I はじめに

1 研究動機——ヒュームからロールズへ

本稿のタイトルは「ロールズ『正義論』における契約論的アプローチへのこだわり」である。タイトルからすれば、まさしく、ロールズ研究である。しかし正直に吐露してしまえば、実のところ、筆者はロールズの政治理論に精通しているわけではなかった。他方、ここ数年来、筆者の問題関心の中心には常にイギリスの思想家、デイヴィッド＝ヒューム（1711-1776）がいた。政治理論は個人の優柔

不断さや内的葛藤 (internal conflict) により注意を傾けるべきであるとする筆者にとって、ヒュームによる情念の働きを重視する道徳理論・政治思想は魅力的であったからである。

そして実際、本稿のもともとの目的も、ヒューム思想、特に彼の道徳理論における情念の重視が、現代政治理論のなかでどのように受容され、どのような意義を有しているのかということを検討することにあった。そして、そのような検討によって、現代政治理論におけるヒューム思想のさらなる検討の意義を提示することもまた射程の一部であった。しかし「現代政治理論」といっても過分に抽象的であり捉えどころもなく、また参照すべき議論も膨大で、焦点を絞らなければ挫折は目に見えるものであった。したがって、本稿では、現代政治理論において最も重要な議論のうちのひとつとされる¹⁾ ロールズの議論に対象を絞って、そこのヒューム思想の受容と意義を確認することとした。

2 ロールズの契約論的アプローチ

ここで、本稿が特に注目するのはロールズの契約論的アプローチである。ロールズはその著書『正義論』において、自らの正義原理の論拠として二つのものを提示している。一つは「機会均等の直観的論拠」とキムリッカがよぶところのものであり (キムリッカ、2005、pp. 84-88)、もう一つは有名な「無知のヴェール」が登場する、「原初状態」から人々が結ぶと想定される、社会契約のプロセスを描いたもの (以下これを「契約論的アプローチ」とよぶ) である。このうちロールズは特に第二の論拠を重視するが、これには批判が多い。そのすべてを網羅することはできないが、ここではさしあたってキムリッカによる評を引用しておきたい。

ロールズは、社会契約の考え方に基づく真の論拠のための単なる土台づくりとして第一の論拠を捉えている。これは、あまり見られない戦略である。通常、社会契約論は説得力に乏しいと考えられているからである。ロールズは、かなり強力な証拠を、説得力に乏しい社会契約論を補助する役割へと追いやっているように思われる。(キムリッカ、2005、p. 89)

ではなぜ、ロールズはあえて契約論的アプローチを採用し、さらに第一の論拠よりも重視したのであろうか。ここでもまた、少し長くはなるがキムリッカの説

明を引用しよう。

ロールズの議論は、ある一定の平等の構想が仮説的契約という考え方から導き出されるということではない。そう捉えたのでは、ドゥオーキンの批判が正しいことになってしまうであろう。むしろ仮説的契約は、ある平等の構想を具現化する方法であり、その平等の構想に基づいて社会制度の公正な規則のあり方を導きだすための方法である。ロールズは、さまざまなバイアスを取り除いた状態で全員の同意を引きだすことにより、人々が平等の立場から受け入れることのできる解決策——自由で平等な存在として処遇せよという各人の要求を尊重する解決策——を求めようとしているのである。このようにロールズの議論の前提は、契約ではなく平等にある。それゆえ、ロールズの議論を批判するためには、それが平等を適切に説明できていないことを示さなければならない。その際、人々が契約を結んだことなど歴史的に見てなかったとか、無知のヴェールを作り出すことなど心理学的に見て不可能だとかあるいは原初状態など現実には存在しないといった批判は、不十分であるどころかむしろ的外れでさえある。問題は原初状態が実際に存在しえたか否かということではなく、原初状態で選択されるであろう原理が選択の過程を所与とした場合に、公正なものとなるであろうか否かということである。(キムリッカ、2005、p. 94 傍点筆者)

ここでは、ロールズの契約論的アプローチに対する、社会契約論一般が有する弱点をあげつらう形での批判は効果的ではないことが示されており、これは説得的であるように思われる。つまり、こうした批判がロールズによる契約論的アプローチの採用を失敗だったと証明することはできない。また、こうした批判は契約論的アプローチが有するアドバンテージを否定するものでもない。しかし、ロールズがなぜ契約論的アプローチにこだわったのか、という点に関してはこの説明だけでは疑問が残る。すなわち、ロールズの重視した平等が、契約から導き出されなければならないことの説明としては不十分なのである。ロールズにとって、契約論的アプローチが必要だったのはなぜか。

本稿の直接の目的は、ロールズが契約論的アプローチにこだわった理由を、『正義論』におけるヒュームの議論の用いられ方を参照することにより検討することにある。そして、本稿は次のような構成をとる。まず、第Ⅱ章ではロールズの

ヒューム理解のうち特に重要と思われる点を二点挙げ、ロールズの『政治哲学史講義』を中心に概説する。次に、第Ⅲ章では、ロールズが『正義論』において契約論的アプローチにこだわった理由について、前章の内容を踏まえながら、ヒューム思想とのかかわりのなかで検討する。そして最終章となる第Ⅳ章では、それまでの議論をまとめるとともに、ロールズの「正義の理論」をはじめとする現代政治理論を研究するうえで、ヒューム思想を検討していく意義と余地が現在も十分に存在することを確認したい。

Ⅱ ロールズのヒューム理解

本章ではロールズのヒューム理解を、そのうち特に重要と思われる二点を挙げ、説明する。しかし、説明といってもロールズの諸著作をあたり、そこから統一的なロールズの「ヒューム理解像」なるものを打ち立てるのは相当に困難な作業であることは想像に難くはないし、またそうした統一的な像を作り上げること自体が無理のある試みであるかもしれない。かといって、ロールズのヒュームに関する記述の断片を集積するだけでは心もとない。そこで参考になるのがロールズの講義録である。現在公刊されているロールズの講義録としては『哲学史講義』²⁾と『政治哲学史講義』の二つが存在するが、本章では『正義論』が公刊された年代に収録された講義の時期がより近い『政治哲学史講義』を主な資料として、ロールズのヒューム理解のうち特に本稿のテーマに関連して重要と思われる二点に関して説明したい。

1 講義録における「軽視」

しかし、ロールズのヒューム理解の内容そのものに入る前に、まず、ロールズのヒューム理解が従来どのように解されてきたかということについても説明しておく必要がある。山本が指摘するように、「従来、ジョン・ロールズとデイヴィッド・ヒュームの関係はそれほど注目されてこなかった」(山本、2013、p. 33)。この理由の一つとして、山本は『哲学史講義』における「カントに関する講義の割合の多さ」(山本、2013、p. 33)を挙げている。また、実際にロールズがヒューム流の共感原理と観察者理論よりもカント流の理性に依拠した社会契約に関心を抱いていたことが説明され、これらの理由から『哲学史講義』においては「カントに次いで講義の割合が多いヒュームに関する講義はカントの道徳哲学を理解する

ための「前座」に過ぎないと解釈されてきた」(山本、2013、p. 34)。また、『政治哲学史講義』に関しても、その編者であるサミュエル・フリーマンが評するように、ヒューム講義は他の講義に比べて「完成度が幾分劣る」とされる(Freeman, 2007, ix; 邦訳、vi)。以上より、両講義録からは、ロールズのヒュームの議論への注目は薄いものとみなされてきたといえる³⁾。

だからといってロールズがヒュームを無視していたわけでは決していない。そして、もし仮にロールズがヒュームを軽視しあるいは部分的に誤解していたおそれがあるとしても、ロールズのヒューム解釈の独自性を検討することの意義は何ら失われない。それどころか、そうした場合には、なぜ誤読したのか、どのようにして誤読したのか、という点が重要な意味を帯びてくるのである。

2 契約論への接近——「実質的な問題」の解消

前置きが長くなってしまったが、ここからやっとロールズのヒューム理解の内容に入る。ロールズのヒューム理解の重要な点として、本稿では以下の二点を挙げたい。それはすなわち、ロールズによる、ロックの社会契約説とヒュームの社会契約説批判との間の「『実質的な問題』の解消」(山本、2013、p. 41)という点と、ロールズはヒュームと功利主義(とくに古典的功利主義)の関係をどのようなものとして捉えていたかという点の二つである。

まず一点目であるが、これは一見大胆にも思われる内容である。ロールズは、ロックの契約論とヒュームの契約論批判との間の質的な差異を「実質的問題」(Rawls, 2007, p. 172; 邦訳、p. 312)と呼んだ。そして、『政治哲学史講義』においては、ヒュームが、ロックの契約論は政府の正統性や人々が政府に従う政治的義務が純粹に人々の同意に依拠すると主張していると誤解していると主張する。ロールズによれば、ロックにおいて、それらの正統性や政治的義務は同意ではなく根本的自然法に依拠するからである(Rawls, 2007, p. 172; 邦訳、p. 312)。そして、このロックの契約論の構造は、社会の一般的必要と利益・効用から政府の正統性や人々の政治的義務が生じるとしたヒュームの契約論批判と実質的には重なるというのである。このロックとヒュームの解釈はロールズにユニークなものに思われる。一般に、ロックの契約論とヒュームの契約論批判は(読んで字のごとく)激しく対立するものと捉えられているからである。ただし、この独自性はロールズのヒューム解釈の独自性だけでなく、ロールズのロック解釈の独自性に依拠するところが大きいと捉えるのが自然であろう。しかし、結果的にはあるものの、

この『『実質的な問題』の解消』において、ヒュームの反契約論的性質が薄められている⁴⁾ことはヒューム解釈として独自性を有するであろう。また、ロールズが、契約論と反契約論の間に存在するとされた問題を、契約論を棄却しない形で解消する、あるいは解消されたものと捉える解釈を提示したことは、ロールズが『正義論』において「契約論的アプローチ」にこだわったこととあわせて考えると、示唆的であるように思われる⁵⁾。

3 古典的功利主義との関係

二点目は、ロールズがヒュームと功利主義との関係をとどのように見ていたかということである。基本的にロールズはヒュームを功利主義者ないし功利主義の先駆けとなる議論を展開した思想家と捉えている (Freeman, 2007, xi; 邦訳, viii)。一方で、ロールズは、古典的功利主義の特徴として善の概念を正の概念から独立して定義するということと、そのうえで正の概念を善を最大化するものとして定義することを挙げ、これを「ベンサム—エッジワース—シジウィック的見解」と呼んでいる。ここにおいてヒュームの名がないように、ロールズはこうした古典的功利主義の特徴をヒュームの議論が共有していたとは認識していない (Rawls, 2007, pp. 176-177; 邦訳, pp. 318-320)。そしてこれは妥当である。ホーコンセンの指摘を踏まえた山本による説明を、以下に引用する。

ホーコンセンによれば、人びとの個別的な効用 (利益) はそれ自体を「目的」とするのか、それとも別の何かの目的のために「手段」とするのかによって意味が変化すると指摘している。すなわち、功利主義の場合は、人びとが個別的に効用を最大化することが目的とされ、人びとの最大化された効用を集計する存在 (= 立法者) によって相対化されるのに対して、ヒュームの場合は、人びとが効用を最大化する過程で、公共的な枠組み (= 制度) のために手段として用いられるので、人びとの効用の最大化は弱められるということである。換言すれば、功利主義の効用がもたらすものは人びとにとって最大限の内容であり、全体の (あるいは多数派の) 利益を意味するのに対して、ヒュームの効用がもたらすものは人びとにとって最小限の内容であり、すべての人に共通する利益を意味するということである。つまり、ヒュームの効用概念は、人びとの効用および利益が最小値の中の最大値として実現されるものであるということを含意しているのである。(山本、2013、pp. 38-39 傍点

原著)

また、山本は、単なるヒューム解釈の妥当性の問題としてではなく、ロールズ自身のヒューム解釈のあり方として、功利主義とヒュームの議論は異なるものとして捉えられるはずだと主張する。具体的には、本章前半で触れたロックとヒュームの「実質的問題」の解消の文脈において、次のように主張する。

したがって、このようなロールズのロック解釈に従うならば、かれが強調するようにヒュームとロックにおける「実質的問題」は解消されることになる。すなわち、ロックの根本的自然法とヒュームの根本的自然法はその役割において矛盾しないのである。以上のようなロールズの〔ヒューム〕解釈には、正義の基準としての善の最大化という古典的功利主義のもう一つの特徴は適合しない。すなわち、ヒュームの見解は人びとの善を総計し、結果として全体の幸福を最大化する事柄のみが正しいあるいは正義に適うとみなす功利主義の見解とは明らかに異なっているのである。(山本、2013、p. 42〔 〕内は筆者による補足)

すなわち、ロックとヒュームとの間の「実質的問題」を解消させるに至ったようなロールズのヒューム解釈を採用するのであれば、それは必然的に、総和主義的な古典的功利主義とは明確に異なったものとなるはずなのである。この指摘も極めて妥当であり、ここまで見るとロールズのヒューム解釈は、ヒュームを古典的功利主義とは明確に区別するもので間違いがないように思われる。

しかし実際には、ロールズは『正義論』第30節のなかで、「ヒュームやアダム・スミスを彷彿とさせる」「〈不偏・公平で共感能力のある観察者〉という概念と密接に結びついてきた」正義の理論⁶⁾(これを山本は「観察者理論」あるいは「ロールズの理想的な観察者」と呼び、以下本稿もこれに従う)を功利主義の古典的原理⁷⁾として、ロールズ自身の「正義の二原理」に対置して批判しているのである。これはヒューム解釈としてはいささか一貫性に欠けるものと思われる。もちろん、『正義論』における記述と『政治哲学史講義』における記述をそのまま比較してその矛盾(と思われる箇所)を安易にあげつらうのは適當ではないが、『正義論』と『政治哲学史講義』が比較的近い時期に著されたことを踏まえると、この矛盾を放置することもできない。この矛盾そのものの検証には本稿ではこれ以上立ち入るこ

とはできないが⁸⁾、筆者としては、後述する「ヒュームの顔をした義務論」と揶揄される、ロールズの議論の孕む緊張をこの矛盾が表象しているように思われてならない。

以上、ロールズのヒューム理解について、重要と思われる二点を挙げて説明した。これにより、一点目として、ロールズがヒュームの反契約論性を（誤解を恐れずに言えば）過小評価していた、ないし少なくともそれをヒュームにおける実質的に重要かつユニークな要素と捉えていなかったことが明らかになった。そして二点目として、ロールズが功利主義との関係においては、複雑な（ないし「矛盾した」）ヒューム解釈を行っていたことが明らかになった。これらをふまえ、次章では、ロールズがなぜ「契約論的アプローチ」にこだわったのかを検討する。そしてさらに、この検討を通して、ロールズの契約論的アプローチの意図を検証し、かつロールズのヒューム解釈を検討することの重要性を提示したい。

Ⅲ 契約論的アプローチへのこだわりと緊張

本章では、まず第1節で改めて『正義論』において、ロールズの「正義の理論」を主張するうえでは、直接的には契約論的アプローチが必ずしも必要とは理解されないことを確認する⁹⁾。次に、第2節ではロールズの契約論的アプローチが帯びていた役割をカントとヒュームの正義論との関係から説明する。本節において、ロールズが契約論的アプローチにこだわった理由の一端が示される。そして最後に第3節では、ロールズの「こだわり」がどのような帰結をもたらしたのかということについて概観する。

1 『正義論』における契約論的アプローチの不必要性

本節では、『正義論』において、契約論的アプローチが必ずしも必要ではなかったことを、キムリッカの議論を引きながら確認し、そのうえで、契約論的アプローチがロールズの「こだわり」から『正義論』で採用されたことを確かめ、次節の議論へとつなげたい。

第1章第2節でも取り上げたように、キムリッカによれば、契約論という装置は一般的には強い説得力を有するものではなく、むしろ議論の弱点となりうる一方、ロールズの契約論的アプローチには、一般的な契約論批判は当たらない。しかし、それをふまえたうえで、さらにキムリッカはこう解説する。

契約論という概念装置は、ロールズ理論にはほとんど何も付け加えてはいない。ロールズがどんなに否定しようとも直観論¹⁰⁾が主要な論拠であり、契約論は(せいぜい)その補足的表現にすぎない。ロールズに独立した契約論が必要かどうかは明らかではない¹¹⁾。ロールズは当初、体系的だが直観に反する功利主義か、あるいは理論的構造を持たない種々雑多な直観の寄せ集めである直観主義か、そのいずれかを選択せざるをえないような方法に不満を述べていた。われわれの直観に合致し、功利主義に取って代わりうる体系的理論を見いだしたならば、彼の理論は説得力をもつものであり、直観的議論と契約論の相互依存によっても説得力が減じることなどない。ロールズが述べているように、「原理に関する自明の前提や条件から正義の構想を導き出すことはできない。正義の構想の正当化とは、多くの考慮、つまり一つの一貫した見解に適合するすべての考慮の相互支持の問題である。」ロールズはこれを「反省的均衡」(reflective equilibrium)と呼んでおり、その達成が彼の目的なのである。(中略)ロールズにたいして真に的を射た批判を加えるためには、彼の根本的直観に異議を申し立てるか、あるいは格差原理が彼の根本的直観を忠実に具現化するものではないことの理由を(そしてそれゆえに原初状態についての別の記述がわれわれの反省的均衡の一部になるはずだということの理由を)示す必要があるということになるだろう。(キムリッカ、2005、pp. 102-103 傍点筆者)

つまり、キムリッカによれば、ロールズにおける契約論的アプローチは、ロールズの正義の理論の弱点となることはなさそうだが、しかしその主要な論拠たりえず、せいぜい補足的な役割を果たすに過ぎないのである。

2 カント正義論の現実世界への適用と「正義の情況」

ではなぜ、ロールズは契約論的アプローチに「こだわった」のであろうか。また、ロールズの契約論的アプローチは何を示唆するのであろうか。

一つには、前節で見た「反省的均衡」の存在がある。ロールズは一つの直観からそのまま正義を導出することを避けるため、「反省的均衡」という概念を用意した。そして、反省的均衡の主たる対象として、可変的な原初状態が存在するのである。したがって、ロールズの契約論的アプローチは反省的均衡の概念と深く結びついている。これは重要な指摘であるが、同時に広く知られたものでもある

(前節や第Ⅰ章第2節でのキムリッカの引用部分でもそれは表れている)。そして、反省的均衡が契約論的アプローチを必要とする、と断言することもできない。

そこで、ここでは別の観点からロールズの「こだわり」の理由に接近する。それはカント正義論の現実世界への適用というロールズの意図である。これに関しては古賀(2002)の議論が参考になる。古賀によれば、ロールズはカント的な正義論の立場に立っていたが、それを現実世界に適用するためには、現象界を超越した理想の領域としての目的の国をはなれた理論へと再定式化する必要があると認識しており、いわば現実的な目的の国として原初状態を構想したのだという。つまり、ロールズはカントの正義論に共鳴していたが、カント的な、すなわち超越論的な状況設定では、カントの理論を現実世界に適用することは困難だと考えていたのである。

そこで新たに参照されたのがヒュームである。ロールズは正義の原理が必要とされる状況を「正義の情況」(the circumstances of justice)として定立したが、これはロールズ自身が明らかにしているように、ヒュームが主張した「正義の環境」の議論にはまはしたがっている(Rawls, 1999, pp. 109-112; 邦訳, pp. 170-174)。

つまり、カントの正義論を現実世界に適用するために、カント以外の「正義の環境」の議論が必要となったロールズは、ヒュームの「正義の環境」を「正義の情況」として援用し、その上で、現実化された目的の国として原初状態を定立したのである。換言すれば、ロールズの契約論的アプローチへのこだわりはカントへのこだわりでもあった。そして、それらのこだわりを現実世界へと架橋する役割を担ったのが、ヒュームの「正義の環境」なのである。

3 「ヒュームの顔をした義務論」——「こだわり」の帰結

以上のようなロールズの試みは、ロールズ理論の代表的批判者、マイケル・サandelによって「ヒュームの顔をした義務論」と呼ばれた(Sandel, 1998, pp. 13-14; 邦訳, p. 15)。なかなか皮肉のきいた、そして本質を突いたネーミングである。

では、ロールズのカント的な「包括的哲学」(古賀、2002, p. 65)への「こだわり」と、契約論的アプローチへの「こだわり」はいかなる帰結へと至ったか。現在も様々な議論がなされる中で、ロールズ『正義論』の帰結を記述することが果たして可能なのか疑わしくはあるが、古賀勝次郎は次のように指摘している。

ロールズは、正の優先などといったところではカントの議論を採りながら、正義の環境についてはカントの説明を受け容れず、その経験的条件を一部含む原初状態の観念に頼らざるを得なかったのであるが、しかしそこには、サンデルがいうように、「不安定な連結」(uneasy combination)が生じている。(中略)従ってサンデルは、以下のように結論づける。「現存の欲求にある偶発性と、超越的なものにあると主張された恣意性や曖昧さの両方を避けるという、ロールズ理論の二つの大望は、結局は連結でき」なかった、と。(古賀、2002、p. 63)

結論的に言えば、ロールズは、正義の「包括的哲学(教説)」から正義の政治理論へと戦線を縮小したのである。ロールズにとってそれは、『正義論』としての野望は捨てるが、21世紀の正義論としては生き残らせたい、ということだったのであろう。だがそのためにロールズがとった最初の戦略はカント的傾向を更に推し進めるというものであった。(中略)しかし(中略)その後のロールズはカントから少しずつ離れていく。(中略)そしてロールズが最後に到達したのが「重なり合う合意」という考えであった。この考えはヒュームの思想と部分的には重なり合うものを持ってはいるけれども、ヒュームから直接導出できるようなものではない。(古賀、2002、pp. 65-66)

ロールズのカントへの「こだわり」は果たせなかったように見える。しかし、ここでそう結論づけるにはあまりにも考察が足りない。ただ、そう「見える」ことを一つの「帰結」としておきたい。ただしもう一方で、これは別の観点からすれば成功ということも可能であるかもしれない。ロールズの契約論的アプローチに対する「こだわり」が行き着く果ては、その挫折と、「重なり合う合意」という形でのロールズの思想的独立であったともいえるからである。

以上、本章では、ロールズの契約論的アプローチへのこだわりの内実を、ヒュームとカントの緊張という観点から確認した。そして、契約論的アプローチは、格差原理の導出には必ずしも必要なかったこと(第1節)、契約論的アプローチへのこだわりはカント的正義論へのこだわりに裏打ちされており、またカント的正義論を現実世界に適用するためにヒュームの「正義の環境」が参照されたこと(第2節)、そしてそうした一連のこだわりは結局は果たせずに終わったように見えるが、それはまた同時にロールズの思想的独立を意味するものであり得る

こと（第3節）が確認できた。

IV おわりに

以上、ロールズのヒューム理解という観点から、ロールズの契約論的アプローチへのこだわりの理由とその内実、そしてそのもたらしたところの帰結までを検討してきた。その結果、ロールズは独特の仕方ヒュームを理解し、そしてその「正義の環境」の議論を用いて、カント正義論を現実世界に適用させようとしたことが確認された。そして、そうした作業は、いわばカント正義論へのこだわりと表裏ともいえる契約論的アプローチへのこだわりを貫徹するためのものであったとみることができることも示された。つまり、ロールズの契約論的アプローチへのこだわりは、カント正義論へのこだわりからくるものであり、それを現実世界における政治理論として結実させるためにヒュームの議論が参照されたのである。

また、冒頭でも説明した通り、本稿の研究テーマ設定のもともとの動機は、現代政治理論におけるヒューム思想の位置と意義を検討することにあった。もちろんこれは本稿の直接のテーマ・目的ではないし、本稿執筆の際それを達成できるように意図したわけでもない。しかし、本研究によって、ヒューム思想の受容という観点からロールズの「正義の理論」を眺めることにより、新たな知見が得られることの可能性の一端を示すことができた。これにより、ヒューム思想を参照することが現代政治理論を検討するうえで極めて有意義であることが少しでも示されていれば、筆者として望外の喜びである。

- 1) たとえば、ロールズ研究者の一人、井上彰は次のように評している。「ジョン・ロールズが1971年に公刊した『正義論』が、政治哲学の発展に大きく寄与したことを否定する者はほとんどいないように思われる。そのインパクトたるや、いままなお『正義論』で展開されている種々の議論をめぐってさまざまな論考が世に問われていることに鑑みれば、文字どおり計り知れないといえる。」（井上、2015、p. 49）。
- 2) 原著のタイトルは *Lectures on the History of Moral Philosophy* であり、直訳すると『道徳哲学史講義』となるが、邦訳版のタイトルは『ロールズ哲学史講義』である。詳しくは参考文献を参照。
- 3) 山本賢治も、これらを踏まえたうえで独自の検討を加えたのち、ロールズの

ヒューム解釈の問題点が両講義録において見て取れると結論している。以下引用。「ロールズのヒューム解釈の問題点は、『道徳哲学』ではヒュームの見解が道徳哲学の主題に限定され、「カントとの対照を際立たせるため」に利用されたことに加えて、『政治哲学』では不完全な講義録で終始し、概要的にしか取り扱われなかったこと、そして何よりも、ロールズ自身が明言しているにもかかわらず、道徳哲学と政治哲学の相互連関に十分に注意を払っていなかったことによると思われる。その結果として、ロールズはヒュームの道徳・政治哲学の独自性（契約論的でも、功利主義的でもない）を適切に看取することができなかったのではないであろうか。」（山本、2013、pp. 67-68）。

- 4) この点に関して、山本賢治は次のように説明している。「これまで、政府の正統性や人びとの政治的義務についてのヒュームの見解は同意ではなく、効用を強調することから、社会契約論のオルタナティブとみなされてきた。しかし、ロールズの解釈に従えば、ロックとヒュームの哲学的な差異を解消することによって、ヒュームの契約論批判が妥当しないこと、あるいはヒュームの見解が必ずしも反契約論的ではないことが示唆されている。」（山本、2013、p. 42）。
- 5) この点に関しては後述する。
- 6) (Rawls, 1999, pp. 160-168; 邦訳, pp. 250-261)。
- 7) ここでいう古典的原理は古典の功利主義とは異なるものだが、古典の功利主義もこの古典の原理と同じく「観察者理論」を有するものとして、ともにロールズの批判の対象となっている。
- 8) 詳しくは（山本、2013、pp. 56-65）を参照されたいが、山本の説明はロールズの矛盾ないしロールズの「観察者理論」批判の恣意性への批判に主眼が置かれており、その論調はロールズのヒューム理解が不十分であったことを指摘するものである。ロールズのこの矛盾が、ロールズ自身の議論が孕んでいる緊張を表しているのではないか、といった疑問は筆者独自のものであるが、これについては別稿を期したい。
- 9) 繰り返しになるが、ここでの「不必要」とは、あくまで『正義論』が示す正義の理論、具体的には、「正義の二原理」のうち特に「格差原理」を主張する際に、必要とはいいがたい、ということの意味している。したがって、正義の理論をめぐる議論において契約論的アプローチを導入することがいかなるポジティブな要素も提示しない、ということの意味するわけではない。むしろ、後述するように、正義の二原理を主張する際に不必要ではあったものの、別の理由で必要であったためにロールズは契約論的アプローチにこだわった、ということもできる。
- 10) 本稿第1章第2節を参照のこと。
- 11) ここでの「必要」はロールズ理論の論拠としてという意味よりも、より広い意味合いを有しているように解されるため、ここでのキムリッカの保留は、筆者が主張するロールズの契約論的アプローチの不必要性とは齟齬をきたすものではなく、むしろ整合的とさえいえる。

参考文献

- 井上彰 (2015) 「ロールズ『正義論』における契約論的プロジェクト その批判的再検討と今日の意義をめぐって」大瀧雅之・宇野重規・加藤晋編『社会科学における善と正義 ロールズ『正義論』を超えて』東京大学出版会。
- キムリッカ、W. (2005) (千葉眞・岡崎晴輝ほか訳)『新版 現代政治理論』日本経済評論社。
- 古賀勝次郎 (2002) 「D. ヒュームと現代政治哲学 (一)—ヒュームと J. ロールズ—」『ソシオサイエンス』8巻。
- 山本賢治 (2013) 「ロールズのヒューム解釈に関する一考察—道徳哲学と政治哲学の相互連関を中心として—」『久留米大学法学』68号。
- Freeman, S. (2007), “Editor’s Foreword”, in Rawls, J., *Lectures on the History of Political Philosophy*, Cambridge, MA: Harvard University Press. (齋藤純一ほか訳「編者の緒言」ロールズ、J.『ロールズ政治哲学史講義 (I)』岩波書店、2011年)。
- Rawls, J. (1999), *A Theory of Justice*, revised edition, New York: Oxford University Press. (川本隆史・福間聡・神島裕子訳『正義論 [改訂版]』紀伊國屋書店、2010年)。
- (2000), *Lectures on the History of Moral Philosophy*, ed. Herman, B. Cambridge, MA: Harvard University Press. (坂部恵監訳『ロールズ哲学史講義 (上) (下)』みすず書房、2005年)。
- (2007), *Lectures on the History of Political Philosophy*, ed. Freeman, S. Cambridge, MA: Harvard University Press. (齋藤純一ほか訳『ロールズ政治哲学史講義 (I) (II)』岩波書店、2011年)。
- Sandel, M. (1998), *Liberalism and the Limits of Justice*, second edition, Cambridge University Press. (菊池理夫訳『リベラリズムと正義の限界』勁草書房、2009年)。